

岡山市勤労者福祉センター
Wi-Fi ルーター利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、岡山市（以下「本市」という。）が設置する岡山市勤労者福祉センター（以下「当施設」という。）における Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 当施設の貸室を使用する者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 端末等

貸出し用に配置されたモバイルルーター（ACアダプタを含む）

(2) 指定管理者

当施設において、端末等の運用及び管理を行うものをいう。

(3) 利用者

使用許可を受けた貸室及び時間の範囲内で端末等を利用する者をいう。

(対象者)

第4条 前条3号に該当する者を対象とする。

(サービスの内容)

第5条 貸室使用者は、端末等の利用により、インターネットへの接続をすることができる。

(サービスの利用)

第6条 端末等を利用する者は、この規約に同意の上、事前に指定管理者に利用の申し出をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の申し出があった場合において、適当と認めたときは、端末等の利用を認める。

3 端末等の利用に当たり必要となる通信機器及び付属品の準備、当該通信機器の設定・操作及びセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 端末等の利用料金は、無料とする。

5 利用者は、端末等の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)」その他関係法令等を遵守しなければならない。

6 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルタリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとする。

7 端末等の利用終了にあたり、利用者は、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末等の設定変更を行わないこと。
- (2) 無線接続に用いるID及びパスワードは、利用者以外に知られないように管理すること。
- (3) 使用許可を受けた貸室内で利用すること。
- (4) 利用する際は、盗難防止等に努めること。
- (5) 転貸は行わないこと。
- (6) 故障・破損・紛失した場合は、当施設の指定管理者へ速やかに報告すること。
- (7) 許可を受けた借用時間を超えないこと。

(利用者資格の停止)

第8条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく直ちに当該利用者のルーターの利用を停止できるものとする。

- (1) 利用規約の規定に違反した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると本市が判断した場合

(禁止行為)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはこれらを与えるおそれのある行為
- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (4) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為
- (5) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (6) 第三者に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (9) 端末を利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または当施設が不適切であると判断した行為

2 前項に該当する利用者の行為によって当施設、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、すべての法的責任を負うものとし、当施設は一切の責任を負わないものとする。

(動作保証・事前確認)

第10条 端末等について、あらゆる環境での動作を保証するものではないため、利用者は、必要に応じて電波状況等の事前確認を行うこととする。

(免責)

第11条 本市は、本サービスの提供に関連して利用者が生じた損害について一切の保証を行わないものとする。

- 2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 ルーターの通信状況による遅滞、変更、中止又は廃止（第 8 条による利用者資格の停止を含む。）に伴う損害、ルーターを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他ルーターの利用に関連して発生した利用者及び第三者の損害について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 4 通信機器の種類、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、Web ブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。（※接続する機器等によっては、利用できないことがあるが、責任を負わないということ）
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切責任を負わないものとする。
- 6 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。

（利用者情報の記録及び利用）

第 12 条 本市は、取得した情報を、端末等の利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、端末等の使用者数、利用時間帯等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

（サービスの中止・中断）

第 13 条 本市は、事前の通知なく、本サービスを中止または中断できるものとする。

- 2 本市は本サービスの中止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（破損又は故障）

第 14 条 通常の使用もしくは故意又は過失により、端末等を破損又は故障したときは、直ちに指定管理者に申し出るものとし、修理費用が発生する場合には利用者に請求することとする。修理することができない場合は、本市より利用者に損害に対する請求をすることとする。

（本規約の変更）

第 15 条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附則

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。